

家賃支援給付金の広報チラシの公表及びコールセンターの設置について

中小企業庁において、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、テナント事業者の地代・家賃の負担を軽減することを目的とした「家賃支援給付金」の検討を進めております。

本日、「家賃支援給付金」の制度概要を記載した広報チラシを公表するとともに、下記の通り、コールセンターを開設いたしましたので、お知らせいたします。

加盟企業に周知いただくとともに、その取引先等を含めて広く情報共有が行われるようご協力をお願いします。

■家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日 8:30～19:00）

今後、申請要領や申請受付開始日等につきましては、準備ができ次第、公表していく予定です。

■家賃支援給付金に関するお知らせ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>